

瑞穂まちづくり協議会だより 第16号

会長あいさつ



会長 飯島 健

このほど瑞穂まちづくり協議会長に就任いたしました飯島と申します。就任にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

瑞穂まちづくり協議会は、平成24年11月18日に「香取市まちづくり条例」に基づいて、地域で活動する住民や団体等が相互に協力・連携し、地域の課題解決に向けて話し合い活動する組織として設立されました。

この間、①広報紙の発行②まちづくり標語コンクール③地域の防災体制の確立及び防災意識の啓発④防犯ボランティアの募集⑤瑞穂小学校におけるふれあいコンサート等の開催⑥地区内の史跡をめぐる健康ウォーキング大会の開催、等を実施してきました。なお、特色あるものとしては、平成25年度に始まる史跡案内板の4か所作製、平成26年度には、あんぜんマップの作成、平成29年度には同名のよしみで長野県飯山市瑞穂地区の訪問、さらに平成30年度に

は東京国立博物館郷土展示物見学事業などを展開してまいりました。

さて、今日私たちを取り巻く環境は、これまでに経験したことのないような状況になっております。

その一つは、本誌2～3ページに掲載いたしました、瑞穂地区の人口減少・高齢化問題及び将来の瑞穂小の生徒数の減少です。

二つには、昨年九月の台風15号の襲来にみる気候変動です。今までにない記録的な風による長期停電、倒木、利根川の増水等が相次ぎました。これら台風が大型化した原因にあげられるのが地球温暖化だといわれています。

三つには、コロナウイルスの感染拡大問題です。人々の行動や経済活動が制限され、私たちが恐怖に陥れています。有効な治療薬やワクチンが開発されないことから長期戦になるとみられています。このことから、本誌4ページには歴史の視点でみるコロナ渦、参考として明治期における鶉崎村の天然痘への対応について掲載してみました。

いつの時代になっても基本は「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを念頭に日頃からの備えが大切です。そして、福祉やボランティア精神により、人と人とのつながり、絆が大切であり、皆が声を掛け合い、人のことを気遣いながら、地域の皆で助け合っていくことが重要と考えます。

今年度は、設立8年目になりますが、コロナウイルスの関係から、広報紙の作成を除いて、そのほとんどの事業をとりやめることになりました。何卒、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

最後に、当協議会の行事が早く再開できるとともに、先の見えない状態が続いていますが皆様のご健康を祈念してやみません。

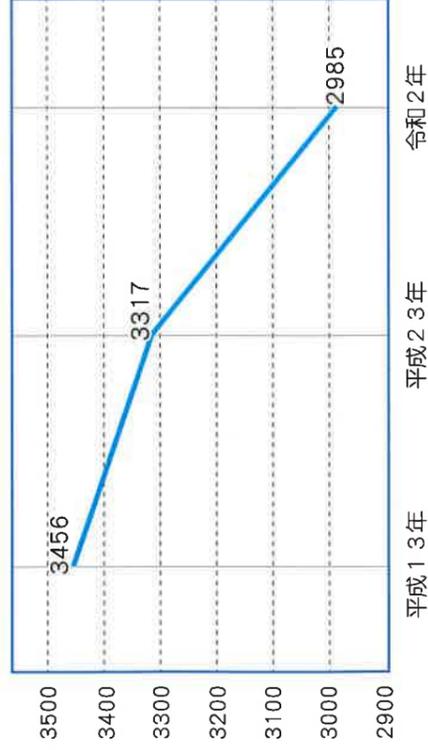


出かけてみませんか『令和の柱』へ！

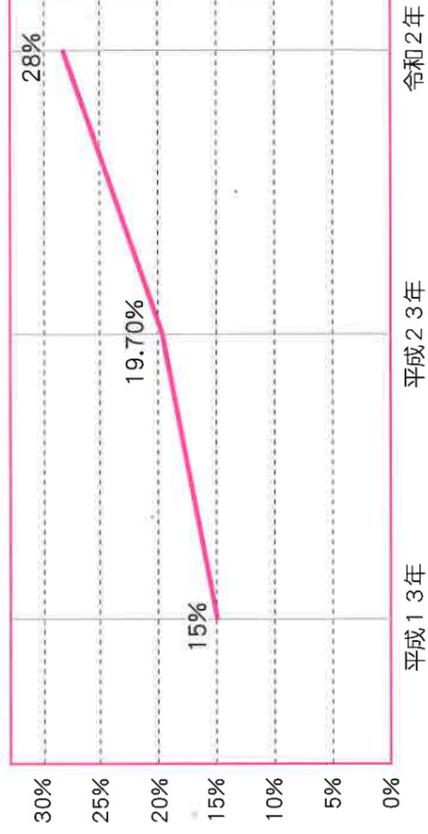
目	● 会長あいさつ	P1
	● 瑞穂地区の人口動態	P2
次	● 瑞穂小学校の児童数の推移	P3
	● 瑞穂の歴史 その8～明治期の天然痘流行に見る鶉崎村の対応について～	P4

地区名	平成13年		平成23年		令和2年(1月1日)		平成23年から令和2年 増減率(人口)
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	
堀之内	538	148	474	160	412	161	87%
谷中	675	209	591	204	480	195	81%
寺内	344	91	323	102	282	108	87%
寺内芝	81	27	77	32	68	29	88%
鴉崎	129	34	132	35	111	38	84%
西和田	115	30	94	29	71	30	76%
西坂	49	14	41	14	37	14	90%
西部田	134	25	120	28	109	33	91%
みずほ台	1,391	427	1,465	507	1,415	578	97%
地区計	3,456	1,005	3,317	1,111	2,985	1,186	28.00%

【瑞穂】人口



【瑞穂】高齢化率



瑞穂小学校令和元年

年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1年	15	24	19	24	17	126

瑞穂小学校令和2年

年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1年	16	15	24	19	17	115

瑞穂小学校令和3年

年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1年	16	16	15	24	24	114

瑞穂小学校令和4年

年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1年	16	16	16	15	24	106

瑞穂小学校令和5年

年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1年	16	16	16	16	24	103

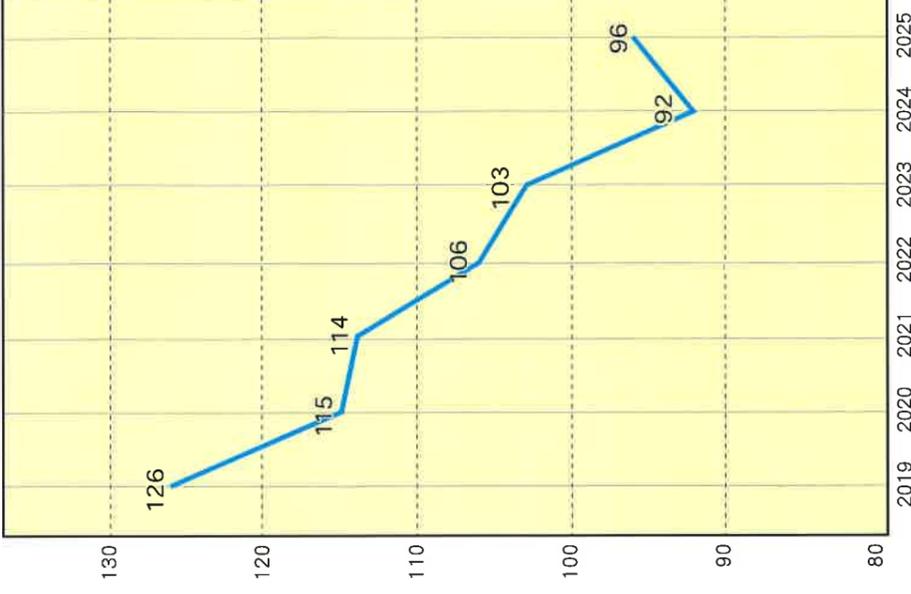
瑞穂小学校令和6年

年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1年	13	16	16	16	15	92

瑞穂小学校令和7年

年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1年	19	13	16	16	16	96

瑞穂小学校児童数



瑞穂の歴史 その8

明治期の天然痘流行に見る 鶴崎村の対応について

令和二年（2020）一月、中国武漢に端を発した新型コロナウイルス（新型肺炎）は瞬く間に全世界に流行、世界各地で猛威を震い、多くの死亡者を出し、人々を恐怖に陥れた。治療薬のない中で、わが国では緊急事態宣言が発令され、感染拡大防止や予防策として呼びかけられたのが、手洗い、うがい、マスクの着用やいわゆる三密（密集・密接・密閉）を避けること。行動制限としての不要不急の外出自粛、接客を伴う営業の自粛のほか、県境をまたいだ移動の自粛である。さらに入国拒否など厳しい措置がとられ、中国や欧米などでは州・国境閉鎖も行われた。

人類の歴史を振り返ると世界的に流行したペスト、天然痘（疱瘡）、ス（ペイン）風邪が知られるが、こうした悪疫はわが国では古来から神罰・天罰として考えられてきた。日本が初めて疫病というものに触れた記録は飛鳥時代にさかのぼるとされるが、瑞穂地区では「辻切り」と言われる風習があった。つまり、集落に悪疫が入り込まないように村と村の道路の境界や辻に二本の竹を立て、これらをも縄で結び、悪魔よけのお札をつるし、悪疫退散を神仏に祈っていた。また、鶴崎地区と西和田地区の境界には木戸口という地名があり、これも悪疫・悪党が自村に入り込まないように木戸を設けたものと考えられている。

さて本稿で取り上げるのは、残されている資料から明治期における天然痘への鶴崎村の対応についてみてみたい。鶴崎村では明治十一年四月十一日、天然痘の最初の予防注射が行われた。その後、種痘は数回行われ、その都度種痘調査簿に記入し、この記録は、戸長役場に報告されていた。五軒の細みの中に「衛生員」が置かれた。

そして、千葉県からの通知で伝染病に関する衛生組合が設置されたのは明治三十三年であった。次に、「瑞穂村鶴崎衛生組合規約」を要約して記載したい。

第一条～四条略

一、組合員は平素は勿論伝染病流行の際は、一層衛生に注意し各自の健康を保持すること。

二、不実の果実並びに腐敗した飲食物は販売し又は飲食しないこと。

三、衣服は時々洗濯し身体は常に清潔にすること。

四、家屋の内外及び厨房便所芥溜居宅近傍の道路下水溝等普段掃除をなし清潔にすること。

五、飲料水近傍は殊に清潔にし汚水を浸透させないこと。

第六～七条略

第八条 伝染病に疑わしい疾病に罹ったときは、速やかに医師の治療を受け、決して隠蔽しないこと。

第九条 組合員は各自健康に留意し、若し伝染に疑わしい疾病に罹ったことを認めるとき、其の他売薬を購入し加持・祈祷を行い、排泄物を投棄し埋没したことを見聞きしたときは直ちに細長や役場吏員に密告すること。

第十条では、伝染病が発生した場合の順守事項として

一、患者の汚物塵芥等は流水浴地等で洗ったり投棄埋没しないこと。

二、患者に居合わせたものは何人も吏員の指示を受けなければ外出しないこと。

三、患者の物品は、吏員の指示を受けなければ持ち出ししないこと。

四、患者の水は他家で使用しないこと。

五、生水を飲用しないこと。

六、多数寄合飲食しないこと。

七、飲食物及び食器等は塵芥付着蚊蠅等から防備して洗い、煮沸水を使用すること。

八、消毒の清潔法を行うときは形式に流れず完全に執行すること。

第十一条 疾病に罹り医療を受ける資力のないものは、相当の医療を受けさせるため、組合費用を以て救済すること。

第十二条 貧困等にして清潔方法消毒方法を行えないものは組合費用を以て執行又は補助して執行すること。

第十三条 交通遮断の家には隣保に於いて外部の用務を要弁すること。

第十四条 春秋種痘期には漏れなく接種すること。

第十五条～二十四条略

第二十五条 組合費は区の現住者寄り徴収する（徴収方法は家の財産の等級によるが、部落の共用財産があるときはそこから支出する）

以下第二十六条～三十条略

規約要約して示したが、これらのほか違反者には金一円五十銭もしくは三日以内の雑役に服されるという罰則を設け、また、組合に衛生組長、副組長を置くなどして衛生講話、消毒方法、器具の買入れなどを行うよう定めている。

欧米の文化が取り入れられる中で、わが国では明治十年代、明治二十年代のわずかに二十年の間に八十万人をこえる伝染病の死者をだしたのである。

こうした恐ろしい伝染病への細かくて厳しい対応は現代の新型肺炎対策にも通じるものがあるように思う。結局、天然痘は世界的には予防法として種痘（ワクチン）接種により昭和五十五年五月にWHO（世界保健機関）が世界根絶宣言をしている。

今日の新型肺炎の目に見えないウイルスの怖さは、医療従事者を感染に巻き込み、諸外国ではベトナム数が不足するなど医療崩壊の危機に追い詰められたほか、経済活動は大幅に制限され、これからの人類の歩み方にも、大きな警鐘を与えるものとなった。現在も世界的に流行が続いており、以前の生活や経済活動に戻るには、さらに多くの時間を要する中で、天然痘に見るように新たな治療薬や、ワクチンができるまで、多くの犠牲と先が見えない長丁場の戦いになりつつある。

問合せ
連絡先

佐原市民活動支援センター

電話 50-1213 FAX 52-4566
E-mail casc.sa@city.katori.lg.jp